

「出会い系サイト」に関する諸外国法制調査結果

| | | アメリカ | | イギリス | フランス | ドイツ | オーストラリア | 韓国 | | | | |
|-----------------------------|----------------------------|------|---|------|------|--|---|---|---|---|---|--------------------------------|
| | | 連邦法 | カリフォルニア州法 | | | | | | | | | |
| 「出会い系サイト」について | 「出会い系サイト」は存在するか | 調査中 | | | | | | | | | | |
| | 「出会い系サイト」利用による児童買春等の犯罪はあるか | | | | | | | | × | × | × | × |
| | 児童による「出会い系サイト」利用が問題となっているか | | | | | | | | × | × | × | × |
| | 「出会い系サイト」のみを規制する法律は存在するか | | | | | | | | × | × | × | × |
| 本人(年齢)確認義務 | × | | | | | | | | × | | | コンテンツプロバイダとしてのサイト管理者に対し、年齢確認義務 |
| 「出会い系サイト」に限らず、プロバイダ等に義務はあるか | 義務不履行時等の行政処分 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 法執行機関はアクセスプロバイダに対し、違法(illegal)ウェブサイトへの接続禁止(block)を命令 | 通信・メディア機構(ACMA)はインターネットコンテンツホストに対し、禁止情報(prohibited content)の不掲載(not to host)を命令 | 情報通信部長官は、本人確認を行うよう命令 ・情報通信倫理委員会の審議を経て淫乱な情報等の取扱いの拒否・停止又は制限を命令 | | | | |
| | 報告徴収等 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 情報通信部長官は、法違反を認めた場合等は、関係書類を提出させ、事業場への立入り、帳簿の検査を行うことができる | | | | |
| | 義務不履行時等の刑事罰 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | ポルノ等未成年に危険情報(連邦機関又は法が判断)を提供することは犯罪 | 上記ACMAの命令に違反することは犯罪 | 上記情報通信部長官の命令に違反すること、及び関係書類の提出等に応じないことは犯罪 | | | | |
| | 責任の免除 | 不明 | サービスプロバイダは、児童ポルノ等不法情報(unlawful activity or information)を削除(remove)又はアクセス不能(disable access to)にすれば、民事上、刑事上の責任を負わない | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 善良な管理者の注意をもって本人確認をした場合、利用者名義の不正使用について民事上の責任を負わない | | | | |
| | | 不明 | | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | | | | |

「出会い系サイト(Online Dating Site)」とは、インターネット上で見知らぬ(面識のない)異性の出会いの機会を提供する電子掲示板等であり、インターネットの電子掲示板に異性と交際希望者の性別、年齢等の情報を掲載してこれを公衆に閲覧させ、これを見た者がその情報を掲載した異性交際希望者に対して電子メールで直接連絡することができるようにするサービスを提供しているサイトであると説明を付した上で調査を実施し、上記回答を得た。